

議案第56号

山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年9月7日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の  
整備に関する法律の施行により条例中の関係規定の整備を行う必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年山都町条例第13号）の一部を次のように改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。

山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>